

平成22年1月19日

自動車損害賠償責任保険審議会

会長 山下 友信 殿

自動車損害賠償責任保険審議会
特別委員 田中 節夫
(社団法人 日本自動車連盟 会長)

自動車損害賠償責任保険審議会に対する意見書

本日、所要のため当審議会に出席できませんので、自動車ユーザー団体として書面にて意見を申し述べさせていただきます。

記

1 一般会計に対する繰入金の確実な繰り戻しの実施

平成14年の政府再保険の廃止により、国土交通省管轄の自動車損害賠償保障事業特別会計（当時）に移管した約8,700億円のうち、約5,600億円が現在、財務省の一般会計に繰り入れられています。この繰入金は平成23年度までに分割して繰り戻すこととなっておりますが、現実には、繰り戻しが停止されています。

この一般会計に対する繰入金は、自動車ユーザーが、自動車事故による人身損害の賠償を保障するために負担した保険料を財源としております。従いまして、繰入金を他の目的に流用せず、本来の目的に使われるよう自動車安全特別会計に確実に繰り戻していただきたいと思えます。

2 基金を活用したユーザーの保険料負担増の抑制

平成20年度から引下げられた自賠責保険の基準料率については、当初想定 of 25年度よりも早いタイミングでの引上げが懸念されています。

自動車ユーザーをとりまく経済環境は依然厳しく、保険料引上げは、ユーザーの家計をさらに圧迫し、景気回復に逆行するものと危惧しております。

こうしたことから、保険料の負担増を抑制するためにも、一般会計からの繰戻金も含め、自動車安全特別会計に積み立てられている基金を活用すべきであると思えます。

以上

自動車損害賠償責任保険審議会に対する意見書

本日、所要のため当審議会に出席できませんので、書面にて意見を申し述べさせていただきます。

記

- 1. 自動車損害賠償責任保険料については、中期安定的なものとするべきである。**
 - 自動車損害賠償責任保険料の急激かつ短期的な変動は、自動車ユーザーや自動車販売会社の業務に大きな影響を与える事から、中期安定的なものとするべきである。また、これ以上の保険料の増加は、生活必需品として使用している自動車ユーザーに過度な負荷となる事に留意するべきである。
- 2. 自動車安全特別会計(旧自動車損害賠償保障事業特別会計)からの一般会計繰入金については、早期・確実に繰戻して頂きたい。**
 - 繰入金の残存額については、平成 23 年度までに分割して繰り戻される事となっているが、繰戻し計画(日程、金額等)を明確にして実施するべきである。
- 3. 自動車事故対策事業の必要な財源については、賦課金制度へ移行させるべきである。**
 - 自動車事故対策事業の財源は自動車安全特別会計の運用益で行われているが、一般会計への繰入等により、事業費に足りる運用益を得られず、基金自体を取り崩しながら事業を実施している状況である。今後、安定的かつ確実に財源を確保する為にも、一旦、自動車安全特別会計については自動車ユーザーに還元し、必要な事業費については保険料に上乗せして徴収をする賦課金方式にて運用を行うべきである。
- 4. 「自動車安全特別会計運用益活用事業」、「自賠償運用益拠出事業」、「自賠償共済運用益拠出事業」については、統一的な運用を含めた総合的な精査を行い、真に必要な事業を実施するべきである。**
 - 自動車安全特別会計の運用益で行われる自動車事故対策事業等については、総合的に精査し、交通事故被害者に対して、より直接的な保護に繋がる施策に特化した事業を行うべきである。
- 5. 事故率の中で「後遺障害事故率」のみが近年増加傾向で推移している事については、解析を行い、その要因を明確にするべきである。**
 - 近年、交通事故発生件数は減少傾向にあり、死亡事故率、障害事故率ともに減少傾向であるのに対して、後遺障害事故率は逆に増加傾向である。この要因について明確にするべきである。

以上